

区議会議員、区長、副区長及び教育委員会教育長の報酬等の改定について

☞ 中央区特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、区議会議員の報酬の額及び期末手当支給月数並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額及び期末手当支給月数を改定する。

1 改定内容

1 給料月額等の改定一覧

特別区人事委員会勧告では初任給及び若年層に重点を置いた給料月額の引上げとされたことを踏まえ、一般職の改定率を参考に、より職責の重い部長級（一般職の6級）の最高号給の引上げ率を適用し、0.78%（千円未満四捨五入）引き上げる。

	現行額	改定額	改定差額
議 長	933,000円	940,000円	7,000円
副 議 長	792,000円	798,000円	6,000円
委 員 長	657,000円	662,000円	5,000円
副委員長	636,000円	641,000円	5,000円
議 員	613,000円	618,000円	5,000円
区 長	1,155,000円	1,164,000円	9,000円
副 区 長	926,000円	933,000円	7,000円
教 育 長	827,000円	833,000円	6,000円

【参考】令和6年度特別区人事委員会勧告（月例給与）

公民格差11,029円（2.89%）を解消するため、初任給及び若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給で給料月額の引上げ

2 期末手当支給月数の改定一覧

特別区人事委員会勧告の引上げ月数（0.20月）の引上げ率（4.30%）と同率となる0.15月引き上げる。

支払月	現行の支給月数	改定後支給月数	改定支給月数
6 月 期	1.80月	1.875月	0.075月
12 月 期	1.80月	1.875月	0.075月
計	3.60月	3.75月	0.15月

【参考】令和6年度特別区人事委員会勧告（期末・勤勉手当）

現行4.65月分を4.85月分に引上げ（+0.20月）

3 施行年月日

令和7年4月1日

2 改正を要する条例

- ・中央区議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和22年7月中央区条例第16号）
- ・中央区長等の給料等に関する条例（昭和48年12月中央区条例第27号）
- ・中央区教育委員会教育長の給与及び勤務に関する条例（昭和31年10月中央区条例第14号）

3 中央区特別職報酬等審議会答申

別添のとおり

(写)

答 申 書

令和 7 年 1 月 1 5 日

中央区特別職報酬等審議会

中央区特別職報酬等審議会委員

会	長	酒	井	英	彦
会長職務代理者		白	崎	多	賀 子
委	員	窪	木	登	志 子
委	員	園	田	峯	生
委	員	中	野	耕	佑
委	員	森	山	照	明
委	員	柴	川		賢
委	員	宮	入	正	英

1 はじめに

本審議会は、令和7年1月15日、中央区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、区長から「区議会議員の報酬の額並びに区長、副区長及び教育委員会教育長の給料の額」（以下「特別職の報酬等の額」という。）及び「区議会議員、区長、副区長及び教育委員会教育長の期末手当」（以下「特別職の期末手当」という。）について諮問を受けました。

本審議会は、この諮問を受けて最も妥当性のある結論を得るため、各委員が区民の代表者としての自覚と責任のもとに、公平かつ不偏の立場を堅持しつつ、広範な視点から慎重に審議を行いました。

審議に当たっては、令和6年度の特別区人事委員会の勧告による一般職の職員（以下「職員」という。）の給与及び期末手当改定状況や他区における特別職の報酬等改定状況などについて報告を聴取いたしました。

その結果、現在の区議会議員並びに区長、副区長及び教育委員会教育長（以下「特別職」という。）の職務・職責や社会経済情勢などにも十分配慮した上で、ここに答申を行うものであります。

2 特別職の職務・職責

中央区の人口は、令和7年1月には187,404人となっています。今後も人口増加は続き、令和9年度内には20万人に達する見込みです。これは、区が健全財政を維持しつつ、住環境の整備をはじめとした総合的な施策をしっかりと実施・展開した結果であると高く評価するものであります。

一方、我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、昨今の物価上昇等の影響に十分注意する必要があります。

本区財政においては、歳入の根幹をなす特別区民税や特別区交付金に一定の伸

びが期待できるものの、ふるさと納税による税の流出が拡大を続けています。また、景気の下振れや長引く原材料価格・物価高騰などを背景に所得環境・企業収益が悪化するリスクも懸念され、今後の財政環境は予断を許さない状況といえます。

さらに、晴海地区に新たなまちが形成されるなど、急激な人口増加に伴い、子育て・教育分野をはじめさまざまな分野での行政需要が拡大・多様化し、本区を取り巻く環境は大きく変容しています。

こうした状況下において中央区は、区民一人一人の満足度を高め、誰もが本区で暮らし、働くことに誇りを持ち、安全・安心に暮らせるまちづくりに向けて、「中央区基本計画2023」に掲げた各種施策を力強く推進しながら、複雑かつ多様化する区民ニーズに的確に対応していくことが求められています。

区議会議員においては、行政のチェック機関としての役割を果たすとともに、さまざまな区民の声や地域の実情を捉えたきめ細やかな議員活動を通じて、行政との連携を図りつつ、区民福祉の向上のために全力で取り組むことが求められ、その職責はますます重要となっています。

また、区長、副区長及び教育委員会教育長においては、厳しい財政状況下においてより効率的かつ効果的な行政運営を推進していくため、一層高度な識見、的確な判断力、政策を着実に実行する手腕が求められるなど、その職責は極めて重要であります。

3 特別職の報酬等の額及び特別職の期末手当

(1) 検討に当たっての視点

特別職の報酬等の額及び特別職の期末手当は、民間の実態、国や他の地方公共団体の動向、物価、生計費、その他経済情勢等を踏まえて行われた特別区人事委員会勧告の内容や職員の給与改定状況を十分勘案し検討する必要があります。

また、特別区は、各区が地域特性や特色等を生かした施策を実施・展開し独自色が見られる一方で、特別職の職務・職責は共通点が多いことから、他区と

の均衡について配慮することもあります。

(2) 給与改定状況

中央区は、令和6年4月に特別職の報酬等の額を0.36%、特別職の期末手当の支給月数を0.10月引き上げる改定を行いました。

(3) 他区との比較

令和6年度の他区における審議会の答申内容をみると、特別職の報酬等の額については、特別職、議員ともに引き上げた区が19区、特別職のみ引き上げた区が1区、議員のみ引き上げた区が1区、未定の区が1区となっています。

特別職の期末手当の支給月数については、特別職、議員ともに引き上げた区が20区、議員のみ引き上げた区が1区、未定の区が1区となっています。

その結果、特別区内における現在の中央区の特別職の報酬等の額の順位は、区議会議員が23区中12位、区長が11位、副区長が10位、教育長が13位となります。また、期末手当等を含めた年収額で比較しますと、区議会議員が20位、区長が19位、副区長が19位、教育長が16位となります。

(4) 結論

先に述べたとおり、中央区における特別職の職務・職責はますます重くなっております。職員の給与改定状況、他区との均衡、特別区人事委員会勧告の内容や景気動向を総合的に勘案して審議した結果、特別職の報酬等の額及び特別職の期末手当の支給月数を、次のとおり引き上げることが望ましいとの結論に至りました。

① 特別職の報酬等の額

特別区人事委員会勧告では初任給及び若年層に重点を置いた給料月額の引上げとされたことから、一般職の改定率を参考に、より職責の重い部長級（一般職の6級）の最高号給の引上げ率を適用し、0.78%（千円未満四捨五入）引き上げる。

区 長	1, 164, 000円（引上げ額 9, 000円）
-----	----------------------------

副 区 長	933, 000円（引上げ額 7, 000円）
-------	-------------------------

教 育 長	833, 000円（引上げ額 6, 000円）
-------	-------------------------

議 長	9 4 0, 0 0 0 円 (引上げ額 7, 0 0 0 円)
副 議 長	7 9 8, 0 0 0 円 (引上げ額 6, 0 0 0 円)
委 員 長	6 6 2, 0 0 0 円 (引上げ額 5, 0 0 0 円)
副委員長	6 4 1, 0 0 0 円 (引上げ額 5, 0 0 0 円)
議 員	6 1 8, 0 0 0 円 (引上げ額 5, 0 0 0 円)

② 特別職の期末手当の支給月数

特別区人事委員会勧告の引上げ月数(0.20月)の引上げ率(4.30%)と同率となる0.15月を引き上げ、3.60月から3.75月とする。

③ 改定の実施時期

従来からの改定時期等を勘案し、令和7年4月1日から実施することが適当である。

4 おわりに

本審議会は、区長の諮問に対し、以上のとおり答申するものであります。特別職各位におかれましては、区民の信頼と信託に応えるべく、一層ご尽力されることを切に要望いたします。

なお、本答申については、その内容を十分に尊重されることを期待するものであります。